

定 款

株式会社 関門海

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 関門海 と称し、英文では、KANMONKAI C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国の会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導教育
3. 食料品及び酒類の販売並びに輸出入
4. 魚介類・水産物の養殖及び加工
5. 食料品、食料品原材料の保存、加工、運搬に関する技術の研究開発及びコンサルティング
6. 食料品、調味料、調理器具、化粧品、日用雑貨品の新製品開発、製造及び販売
7. 給食業務及びパーティの運営
8. ケータリングサービス業
9. 食品に関する研究開発、理化学分析及び試験に関する受託業務
10. 特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産の実施・使用許諾、譲渡、管理及び調査
11. 店舗設備、什器の賃貸及び販売
12. 労働者派遣業
13. 人材育成のための教育、研修、コンサルティング
14. 経営コンサルティング業務
15. 有価証券の保有並びに運用、投資、売買
16. 不動産の売買、賃貸、管理及びこれらの仲介
17. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買、為替取引その他金融業
18. 一般貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業及び倉庫業
19. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府松原市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集手続き)

第21条 取締役会の招集は、会日から3日前までにその通知を発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当会社の監査役は、株主総会の決議により選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集手続き)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付さない。

昭和64年	1月	1日	作成
平成14年	11月	15日	改訂
平成15年	2月	18日	改訂
平成15年	9月	25日	改訂
平成15年	9月	30日	改訂
平成16年	2月	25日	改訂
平成17年	2月	26日	改訂
平成17年	3月	1日	改訂
平成18年	1月	20日	改訂
平成18年	2月	24日	改訂
平成19年	2月	27日	改訂
平成20年	2月	28日	改訂
平成21年	2月	26日	改訂
平成22年	2月	25日	改訂
平成24年	2月	24日	改訂
平成25年	6月	25日	改訂
平成25年	8月	20日	改訂
平成28年	6月	24日	改訂
平成29年	6月	23日	改訂
令和3年	6月	25日	改訂
令和4年	6月	24日	改訂
令和7年	6月	24日	改訂